

2016年8月22日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 小田 敦子

国立大学法人「三重大学無期労働契約転換者に関する規程」に関するお問い合わせ

日頃は三重大学における教育・研究活動の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、去る3月末、「人事労務に関する規程等の改正（案）」において、「国立大学法人三重大学無期労働契約転換者に関する規程」が改正されました。

この件につき、三重大学教職員組合は、下記の点につきお問い合わせするものです。ご多忙中とは存じますが、9月9日を期日として、ご回答いただければ幸いです。

記

1. 「国立大学法人三重大学無期労働契約転換者に関する規程」（以下、「規程」という。）2条で「無期労働契約の締結の申し込みをする者（以下、「申込者」という。）は、現労働契約満了日の2ヶ月前までに無期労働契約転換申込書を学長に提出するものとする。」とあります。一方で、「職員就業規則」第26条解雇予告や「非常勤就業規則」9条退職及び解雇では、「解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、...」となっており、無期労働契約の締結の申し込み期限である現労働契約満了日の2ヶ月前を過ぎてからでも解雇される可能性が考えられます。そこで質問が2点あります。無期労働契約への転換申し込みの権利を有する者に対して、当局から事前に無期労働契約の締結の申し込み期限よりかなり前の時点で無期労働契約への転換申し込みができること、および申し込みの仕方を告知されるのでしょうか。また、「無期労働契約転換申込書」はどのように配布される予定か（Web ページあるいは紙ベースでどこかの部署にて配布）についてお答えください。
2. 規程4条の2に、「無期労働契約転換者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、無期労働契約が終了することがある」として、「(1) 従事している業務が廃止されたとき」「(2) カリキュラムの変更等により授業科目が廃止されたとき」、および「(3) 従事している業務に係る資金の受入れが終了となったとき」を列挙する規程改正がなされました。

これは、昨年度、三重大学職員就業規則24条1項4号から6号において列挙された、「業務の廃止」「資金の受入終了」および「組織の廃止」を解雇事由とする規定を削除

し、あらためて上記「規程」に無期労働契約の終了を根拠づける規定を盛り込んだものです。

当局は今回の「規程等の改正」において、「改正労働契約法への対応として、本学の方針に基づき改正した就業規程等について、再度見直しを行い方針の趣旨に合うよう関連規定を改正」したものであるとされています。しかしながら、とりわけこのうち 2 号が、廃止前の職員就業規則 24 条 1 項 4 号から 6 号のいずれにも対応しないことは明らかです。

「三重大学職員就業規則」24 条 1 項 4 号ないし 6 号の規定を廃止するとともに今回改正された規程 4 条の 2 第 2 号の規定とはいかなる関係にあるものと認識されているのでしょうか。

3. 三重大学教職員組合は、この規定が、本学に勤務する大学非常勤講師を、「カリキュラム変更」によっていつでも雇止めにすることを可能とする、ものであるとの危惧を払拭することができません。規程 4 条の 2 第 2 号に基づいて雇止めの対象となる「カリキュラムの変更等により授業科目が廃止されたとき」とは、いかなる場合を想定されているのでしょうか。
4. いくつかの大学において「シラバスの変更」、すなわち当該講義の一部概念の変更を根拠とした非常勤講師雇止め事案が発生しているなかで、三重大学において同種のトラブルの発生が予想されるなか、使用者としての国立大学法人三重大学当局は、いかなる未然防止策を考えておられるのでしょうか。

以上